

平成31年度

第1回松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会

次 第

日 時 平成31年 4月25日(木)  
午後1時30分～  
会 場 松本市医師会館 3階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ア 平成31年度地域包括支援センター運営に関する協議について  | 資料1 |
| イ 平成30年度地域包括支援センター活動実績について      | 資料2 |
| ウ 平成30年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況について | 資料3 |
| エ 地域密着型サービス事業予定者の決定について         | 資料4 |
| オ 地域密着型サービス事業者の指定更新等について        | 資料5 |

(2) 協議事項

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ア 平成31年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について | 資料6 |
| イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について   | 資料7 |

4 閉 会

(報告事項)

## 平成 31 年度地域包括支援センター運営に関する協議について

### 1 趣旨

平成 30 年度の法改正により、市町村や地域包括支援センターは実施した事業に対する評価が義務付けられたことから、平成 30 年度の事業評価及び平成 31 年度の事業計画等の協議内容を変更するものです。

### 2 改正の概要

- (1) 市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等を全国統一の指標等も用いて評価を行う。
- (2) 評価を行うことで、地域包括支援センターの業務の重点化・効率化の観点で優先順位を付け、これを市町村及び地域包括支援センター間で共有する。
- (3) 市町村はセンターの事業内容や運営状況に関する情報を公表するように努める。  
(公表内容＝名称及び所在地、法人名、営業日・時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績及びセンターの特色等)

### 3 協議方法の変更等

- (1) 協議会の予定等（地域密着型サービスの案件により回数・日程等変更あり）
  - ア 第 1 回（4 月）  
地域包括支援センターの運営方針（案）の協議
  - イ 第 2 回（7 月頃）
    - (ア) 前年度の基幹及び地域包括支援センターの総括的評価
    - (イ) 本年度運営方針に基づく総括的な事業計画と各包括の重点事業の協議
  - ウ 第 3 回（11 月頃）  
次年度の運営方針案策定に向けた素案の検討
  - エ 第 4 回（2 月頃）  
令和 2 年度運営方針（案）の検討

## (2) 事業評価

### ア 評価の項目

- (ア) 担当圏域の高齢者人口及び職員数
- (イ) 事業内容
  - ・総合相談支援業務
  - ・権利擁護業務
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ・介護予防に係るケアマネジメント
  - ・市町村事業（在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症施策）
- (ウ) 1 2 包括支援センターの特色事業
- (エ) 1 2 包括支援センターの決算状況（センター名は非公表）

### イ 公表について

本協議会開催後、市ホームページに掲載

### ウ その他

事業内容については、基幹包括支援センターで総括的に分析を行い、各包括では重点事業・特色事業について報告を行うもの

(報告事項)

## 平成30年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況について

### 1 趣旨

平成30年度の各地区での地域包括ケアに関する取組みについて報告するものです。

### 2 開催状況

(1) 地区支援企画会議等（地区担当職員等の会議）

35地区で開催

(2) 地域包括ケアに関する関係者との打合せ会議、学習会等

35地区 254回開催

(3) 地域ケア会議

ア 34地区 117回開催

イ 医療・介護関係者出席状況

(ア) 医療（三師会）関係者

延べ89人

(イ) 介護関係者

延べ322人

(4) 詳細

資料3-1のとおり

(5) 考察

ア 全地区で地区支援企画会議や、地区の関係者との打合せ会議、学習会等を重ね、地域課題に取り組みました。

イ 地域ケア会議は、人口の多い地区は町会ごとなどに分ける、テーマ別に開催するなど、複数回開催する地区が増え、前年度と比べ43回の増となりました。

ウ 個別地域ケア会議を通じて検討された課題を、地域ケア会議の議題に反映させています。

エ 地域ケア会議として開催できなかった地区も、地区支援企画会議、地区との打合せ、学習会等を開催することで、地域課題への取組み、地域包括ケアの理解を深めました。

(6) 地域ケア会議で出された主な課題（市全体）

資料3-2のとおり

### 3 今後の進め方

(1) 地域ケア会議については、医療・介護関係者に地域との顔の見える関係づくりのため、引続き出席を依頼し、介護予防担当職員も支援に入り、全地区での開催を目指します。

(2) 平成30年度に出された市全体の課題については、地域包括ケア協議会庁内推進会議等を通じ、情報共有を図り、解決に向けた取組みを進めます。

## 平成30年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況一覧

地域包括支援センター名	地区	地区支援企画会議	地域包括ケアに関する打合せ会議、学習会等	地域ケア会議				
				実施回数			医療・介護関係者出席状況	
				地域	個別	計	医療関係者(延べ)	介護関係者(延べ)
北部	岡田	○	7	1	2	3	1	11
	本郷	○	7	3	5	8	2	28
	四賀	○	8	2	2	4	3	11
東部	第三	○	6	1	1	2	3	5
	入山辺	○	8	4	1	5	0	6
	里山辺	○	7	4	0	4	2	5
中央	第一	○	6	0	0	0	0	0
	第二	○	4	4	0	4	5	13
	東部	○	5	1	0	1	3	2
	中央	○	8	1	0	1	2	2
	白板	○	2	1	0	1	3	6
中央北	城北	○	7	1	0	1	0	0
	城東	○	4	1	0	1	2	0
	安原	○	8	1	0	1	2	4
中央南	庄内	○	15	1	2	3	4	11
	中山	○	7	1	0	1	3	4
中央西	田川	○	2	1	0	1	4	6
	鎌田	○	7	3	4	7	3	31
南東部	寿	○	27	2	0	2	2	2
	寿台	○	2	1	1	2	3	5
	内田	○	7	2	0	2	4	3
	松原	○	7	1	1	2	0	4
南部	松南	○	2	9	1	10	2	10
	芳川	○	2	10	0	10	5	14
南西部	笹賀	○	12	2	1	3	3	4
	神林	○	3	1	1	2	4	5
	今井	○	4	1	0	1	3	8
河西部	島内	○	3	1	1	2	0	2
	島立	○	4	3	2	5	4	24
河西部西	新村	○	2	1	0	1	0	0
	和田	○	7	1	1	2	4	6
	梓川	○	13	2	2	4	3	17
西部	安曇	○	11	2	1	3	3	5
	奈川	○	11	2	1	3	2	5
	波田	○	19	4	11	15	5	63
実施合計	地区数	35地区	35地区	34地区	19地区	34地区	89人	322人
	回数	—	254回	76回	41回	117回	—	—

## 平成30年度地域ケア会議で出された市全体の主な課題

- 1 認知症の方と家族を地域で支えるために
  - ・ 認知症に対する正しい理解を深める活動
  - ・ 思いやりあんしんカルテの有効活用
  - ・ 警察・地元協力団体等とのSOSネットワークの構築
- 2 医療・介護等の多職種連携について
  - ・ 認知症の専門医に早期に受診できる仕組みづくり
- 3 ひとり暮らし高齢者について
  - ・ 緊急通報装置の無料設置、対象要件の緩和
- 4 次世代へのケア教育について
  - ・ 小学校PTA向け認知症サポーター養成講座開催など、子育て世代等若い世代へのアプローチ
  - ・ 家族への発達障害に対する理解を学童期から導入
  - ・ 精神疾患に対する理解や学習会の開催
  - ・ 地域の障害に対する理解、対応についての普及啓発
- 5 高齢者の生活支援や自立支援について
  - ・ 子どもから高齢者まで、安心して過ごせる居場所づくりの検討
  - ・ 住民主体のボランティア立ち上げ時の補助金
  - ・ ボランティア活動者に対する保障の充実
  - ・ 地域でのボランティア活動者を対象に、保険などの保障を充実させる
  - ・ ごみステーションの増設
  - ・ 過疎地の移動支援確保、公共交通機関の充実
  - ・ 送迎サービスを充実させるための補助制度の導入、コミュニティバスの有効活用など、新たな方策や支援の検討
  - ・ 運転免許返納時支援の充実
- 6 その他
  - ・ 防災無線を防犯に活用できないか
  - ・ 特殊詐欺についての啓発講演会の実施
  - ・ 個人情報の取り扱い方法について
  - ・ 高齢者のみならず障害者等についても地域ケア会議が開催できる仕組みづくり
  - ・ 民生児童委員の見守り等の負担の増加
  - ・ 町会未加入者の情報把握（マンション住民等含む）
  - ・ 町会公民館の老朽化
  - ・ 高齢者が避難しやすい避難場所の検討

- ・ 年1回の全市防災訓練の実施
- ・ 災害時の過ごし方の周知
- ・ 災害に備えての学習の場づくり
- ・ 市防災マニュアル、福祉避難所マニュアル等の見直しや、住民や施設への周知
- ・ 森林管理の委託

(報告事項)

## 地域密着型サービス事業予定者の決定について

### 1 趣旨

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、平成31年度地域密着型サービスの事業者を公募し、平成30年度第5回運営協議会での審査結果を受けて、指定予定事業者が決定したことについて報告するものです。

### 2 指定予定事業者

- (1) サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
1施設（定員29名）
- (2) 指定予定事業者 住 所 大町市大町3504番地13  
法人名 社会福祉法人北アルプスの風

### 3 その他

- (1) 平成31年度地域密着型施設の整備について
- ア サービスの種類及び整備数等  
地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設（定員29名）
- イ 今後の予定  
令和元年5月31日まで応募を行い、第2回運営協議会で応募事業者の審査を行います。
- (2) 令和2年度地域密着型施設の整備について
- ア サービスの種類及び整備数等
- (ア) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1施設（定員29名）
- (イ) 認知症対応型共同生活介護 1施設（定員18名）
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護支援 1施設（定員29名）
- イ 今後の予定  
上記サービスの事業者については、今年度中に公募を行い、事業者を決定していきたい。



(報告事項)

## 地域密着型サービス事業者の指定更新等について

## 1 地域密着型サービス事業者の指定（更新）について

## (1) グループホームエフビー波田

事業主体	エフビー介護サービス株式会社
所在地	松本市波田5421番地1
サービス区分	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
定員	18名
指定有効期間	平成31年3月10日～平成37年3月9日

## (2) リハビリデイサービスぽっかぽか南浅間

事業主体	大心株式会社
所在地	松本市南浅間506番地3
サービス区分	地域密着型通所介護
定員	18名
指定有効期間	平成31年3月16日～平成37年3月15日

## (3) 松本市島立デイサービスセンター

事業主体	社会福祉法人 敬老園
所在地	松本市島立3427番地1
サービス区分	(介護予防) 認知症対応型通所介護
定員	10名
指定有効期間	平成31年4月1日～平成37年3月31日

## (4) 松本市城山デイサービスセンター

事業主体	社会福祉法人 敬老園
所在地	松本市蟻ヶ崎2132番地
サービス区分	(介護予防) 認知症対応型通所介護
定員	10名
指定有効期間	平成31年4月1日～平成37年3月31日

(5) 松本市北部デイサービスセンター

事業主体	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会
所在地	松本市元町3丁目7番1号
サービス区分	(介護予防) 認知症対応型通所介護
定員	10名
指定有効期間	平成31年4月1日～平成37年3月31日

(6) 認知症対応型通所介護 デイサービスハーモニー

事業主体	社会福祉法人 ハーモニー
所在地	松本市島内4065番地4
サービス区分	(介護予防) 認知症対応型通所介護
定員	10名
指定有効期間	平成31年4月1日～平成37年3月31日

(7) ツクイ松本西グループホーム

事業主体	株式会社ツクイ
所在地	松本市笹賀5514番地6
サービス区分	認知症対応型通所介護
定員	12名
指定有効期間	平成31年4月1日～平成37年3月31日

(協議事項)

## 平成 31 年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

### 1 地域包括ケアシステムの構築方針

- (1) 「地域包括ケアシステム・松本モデル」の理念に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、これまでの地域づくりの取り組みと一体的に住民主体による生活支援体制を地区毎に構築するとともに、多職種による在宅医療と介護の連携を更に推進します。
- (2) 基幹包括支援センターとして、地域ケア会議で出された全市的な課題について、松本市地域包括ケア協議会と松本市地域包括ケア庁内推進会議との連携を推進するとともに、課題解決に向け部局横断的に取り組みます。

### 2 重点的に行うべき業務方針

#### (1) きめ細かな総合相談の実施と自立支援の強化

地域包括支援センターの専門職が、それぞれの専門性を活かし、高齢者一人ひとりにあった地域活動やサービスにつなげるよう支援します。

福祉ひろばを活用して、各地区で元気なうちから主体的に介護予防に取り組む基盤を強化するとともに、介護予防・生活支援サービスの利用の必要性が高い対象者には、自立支援と介護予防的な視点に立ち、効率的で適切なサービスを提供します。

#### (2) 生活支援体制の推進

地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーター（第 1 層）を中心に、地域づくりセンターをはじめとする関係職員及び地区組織、地区生活支援員（第 2 層）と協働し、住民主体の生活支援サービスや、介護予防の自主活動グループづくりなど、地域の高齢者の支えあい体制づくりを進めます。

#### (3) 認知症施策の推進

認知機能の維持と認知症の早期発見、更には認知症に対する理解を深めるため、知識の普及・啓発に取り組むとともに、認知症になっても自分らしく地域で暮らせるよう、地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが、認知症疾患医療センターをはじめとする、医療・福祉の関係機関との連携を強化していきます。また、個別地域ケア会議の開催等により具体的支援につなげていきます。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

松本市地域包括ケア協議会及び 3 5 地区の地域ケア会議を通じ、在宅医療・介護の連携強化を推進するとともに、松本市医師会に配置されている医療コーディネーターと協働し、多職種連携研修会を全市及び地域包括支援センター単位に開催する他、「松本市版リビングウィル(事前指示書)」の周知を町会や地区単位で行います。

#### (5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

地区担当のケースワーカーや保健師（健康づくり課）など、関係者と連携し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、支援方針の決定やモニタリングのため、外部の法律関係者を交えた定期的な関係者会議を設置し、虐待対応の体制強化に努めます。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針  
地区の現状や課題について、地区支援企画会議や地区の地域づくり等に関する各種会議等を通じて、検討を行うとともに、地区組織や関係機関とのネットワークの強化に努めます。

#### 4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

(1) 利用者の介護予防と日常生活の自立を目指すため、適切なアセスメントの実施と、利用者本人が介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨を理解し、主体的に目標達成に取り組めるよう、初期の段階から制度についての説明を十分行い、効果的なサービス提供が行われるよう取り組みます。

(2) 多職種の視点を重視し、従前相当サービスの利用だけでなく緩和型サービスの検討や、地域活動への参加、インフォーマルサービスの導入等、地域の資源を活かした包括的な支援を目指します。

#### 5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(1) 介護支援専門員のニーズを反映した勉強会や意見交換会を開催し、利用者の介護予防・自立支援を目的とした適切なサービスが効果的に提供できるよう支援します。

(2) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が、所属する介護支援専門員等の資質向上を図ることができるように、事例検討会や相談会等を開催します。

#### 6 地域ケア会議の運営方針

地域づくりセンターと協力して、医療・介護の関係者と地域住民が地区の課題を検討する地域ケア会議を開催し、課題解決につながるよう取り組みます。

高齢福祉課介護予防担当（基幹包括支援センター）は、必要に応じ、地域ケア会議の開催に向けて、地域づくりセンターをはじめとする関係機関との調整を行い、開催を支援します。

#### 7 市との連携方針

高齢福祉課介護予防担当（基幹包括支援センター）は、地域包括支援センターの業務を把握し、必要な支援を行うとともに、地域づくり関係課等との連携を図るため、地域づくりセンター、福祉計画課、健康づくり課等関係課との調整等を行います。

地域包括支援センターは、市（高齢福祉課、障害福祉課、生活保護課、健康づくり課等）や様々な関係機関と連携を図りながら、業務を実施します。

#### 8 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、前年度の事業報告等、並びに次年度の事業計画等を、松本市地域包括支援センター運営協議会に報告し、事業等の評価を受けるとともに、委員の意見等を踏まえ、改善が必要な場合は、高齢福祉課介護予防担当（基幹包括支援センター）を中心に改善策を明確にして、公正・中立な運営に努めます。

#### 9 住民への周知・啓発の実施方針

地区の民生児童委員等と連携して、センターだより等を活用し、地域包括支援センターの役割や、各地域包括支援センターの連絡先等について、支援が必要な方等を中心に周知・啓発に努めます。

介護予防支援業務（地域包括支援センターにおけるプラン作成業務）の  
居宅介護支援事業所への一部委託について

1 趣旨

標記業務の委託先の選定について、松本市地域包括支援センター・地域密着型運営協議会設置要綱第3条第1項及び厚生労働省老健局平成30年5月10日発「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、運営協議会の承認をお願いするものです。

2 委託先について

平成31年2月14日に開催した、平成30年度第5回運営協議会以降に、下記の事業者から受託の申し出がありました。

この事業者は次の委託要件を備えていることから委託するものです。

- (1) 中立性、公正性が担保され、受託する予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業に係るケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者である。
- (2) 原則、市町村が介護保険法に基づいて指定し、要介護者に対して介護給付のケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者である。

3 委託後の対応について

業務委託の要件を維持し、適正なケアマネジメント業務が行われるよう、地域包括支援センターと各事業者との連携を密にするとともに、研修の受講等の指導を行ってまいります。

4 その他

当業務の委託先については、今後も居宅介護支援事業者の動向により承認をお願いしてまいります。

番号	介護保険事業者番号	居宅介護支援事業所名	所在地
1	2070204108	ケアプランニングはればれ	松本市開智 1-6-17